

横浜市会常任委員会の傍聴席

綾部 祥一郎

世の趨勢

私達オンブズマンはこれまで一貫して本来の傍聴を求めてきました。即ち常任委員会の会議室内に直接臨場しての傍聴です。別室でモニターを見る現行方式は本来の意味での傍聴ではありません。ところが、何回申請しても未だかつて許可されたことが無く従って直接傍聴が実現したことはありません。会報32号でも報告しましたが、平成15年の時点で、全国690の市の内で常任委員会の実質公開 75.2%、実質非公開 4.5%、傍聴申し出無し 20.3%で、横浜市は実質非公開の11市の内の一つでした。そのときの市の回答は「その他：記者会所属の記者は傍聴できるが、一般市民等は申し出をしてもらいその都度委員会で決定するが許可した事例はない」というものでした。平成13年以降、公開する市は増え続け、非公開の市は減り続けていましたから、現時点では非公開の市はもっと少なくなっているでしょう。（全国市議会議長会の調査結果による）

都道府県レベルで最後まで委員会傍聴を認めてこなかった神奈川県も平成15年から認めるようになりました。

横浜市委員会条例

委員会の傍聴に関する横浜市委員会条例の規定は次の通りです。

（傍聴の取扱い）

「第13条 委員会は、議員のほか委員会の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。」

つまり、条例上は議員以外の一般市民でも委員会が許可すれば傍聴することが出来るのです。

最近、市議会の受付窓口で「常任委員会の傍聴の許可申請に行きます」と告げたら受付の人が、常任委員会はモニター室でご自由に、と言いました。「いえ、直接傍聴です」と言っ

たら受付の人は、「え、常任委員会は傍聴できませんよ」と答えました。市のホームページでも委員会の傍聴は「モニターテレビで中継を見ることができます」としか書いてありません。申請して許可されれば直接傍聴できます、とは書いてないのです。だから、条例まで見ない一般市民は初めから傍聴は出来ないものだと思い込まされているのです。

許可しない理由

私達は何度も市議会事務局に行って傍聴許可願いを提出し、常任委員会の冒頭で許可反対・賛成の委員発言の後「不許可とすることに賛成の委員多数」となる場面をモニター室の画面の前で眺めてきました。請願を行って、その審査が行われる常任委員会の傍聴許可を求めたときでも同じことでした。

不許可の理由を述べる会派は自民、民主、公明、ですが、その理由は委員会室が狭隘である、人数が多い場合不公平が生ずる、セキュリティ上問題がある、議会のあり方検討会で検討中である、モニターもある、等です。全国何処の市でもこれらの問題を克服して本来の傍聴を実施しているのですから、これらは不許可の理由にはならないことばかりなのです。

委員会室が狭隘と言いますが、第3会議室を例にとると、委員長席・副委員長席・委員席(11~12)、事務局席(3)、の他に正副議長席(2)傍聴議員席(2)・・・この4席は殆どいつも空席、記者席(5)、当局席(18、テーブルあり)、その後ろの当局席(約20、テーブル無し)という状況です。当局、つまり市の職員の数は会議の内容次第で変動しますが約40人と見て良い。議案説明や答弁を行う職員はそんなに多数要るわけがないのだから、それ以外の職員は後方の部屋で、これこそモニターを見ながら待機していればいいのです。そうすれば一般市民の数名を入れるスペースは充分捻出できるのです。

傍聴希望者の人数が多い場合は抽選にすれば良いのです。

セキュリティ上問題がある、とは一般市民を

無頼不逞の徒と見なしているかのごとき言い分です。

モニターはモニターを見たい人のために設置しておけばいいのです。

かつて、ある市会議員に、他の議員達が傍聴の許可をしない本当の理由は何ですか、と尋ねたところ、「これまでのやり方を変えるのがイヤだから、じゃないですか」とのことでした。

法的手段

傍聴許可の申請、この問題についての要請書、申入書の提出、請願などの方法を何度繰り返しても不許可の岩盤を突き崩すことは難しそうだ、それでは法的手段で突くことは出来ないか、と考えました。「許可を得た者が傍聴できる」と決めてあるのに、理由にならない理由で不許可にするのは権利の侵害である、不許可にされたことにより蒙った精神的苦痛に対する損害賠償請求を求める、という理屈では訴訟は成り立たないか、と森田弁護士に相談したところ「かながわ市民オンブズマンが同じような訴訟をして敗訴になったことがある。ただ、それが効いたためかどうか、県は傍聴を認めるようになった。まあ、それから大分時間が経っていて周囲の状況もかわっていますけどね」との答えでした。「訴訟として成り立つ、効果はあったようだ、その2点で充分です」と返事のメールを打ちました。

傍聴権訴訟

1999年11月と2000年1月、3月に「かながわ市民オンブズマン」が「常任委員会の傍聴を許可しないのは知る権利の侵害であり、許可されなかったことによって精神的苦痛を蒙った」として3回にわたり県を相手として損害賠償請求訴訟を提訴したことがあります。その当時の神奈川県委員会条例第17条は

「議員は随時委員会を傍聴することができる。その他の傍聴人については委員会にはかり、これを定める」という規定でした。

2001年3月の判決の要旨：

「委員会条例第17条には常任委員会を公開

するとの規定は無く、原告らがそれを傍聴することを法的な権利として認める根拠は存在しない。

原告らの傍聴申し出は、本件委員会に対して「議員以外のものの傍聴をみとめる」旨の設権行為決定の職権発動を促すものに過ぎない。議員以外のものについては、委員会がその傍聴を認めるとの決定を行う前から特定の個人について個別具体的な傍聴をする権利が存在するわけではないし、傍聴をする権利を認めるように要求する根拠も無いのである」

2001年4月、オンブズマンはこの判決を不服として控訴。

2001年5月の控訴審判決（東京高裁）「本件控訴をいずれも棄却する」

判決理由の一部を引用すると「地方議会の常任委員会を傍聴する権利は、憲法21条の規定や国際規約上の規定により直接発生するものではなく、これを明定する立法が無ければ発生しないものであり、これを付与するかどうか、その具体的な内容をどのように定めるかは、地方議会における立法政策の問題である。……このように、条例の規定を特に変更することなく、その適正な運用によって、一般人による委員会の傍聴を認めてゆくことは、情報公開及び地方分権推進といった趨勢にも合致する一つの有効な方法であると評価することが出来る。しかし、だからといって……」

なるほど、そう言う訳か、と思うと同時に、上記に引用した通り神奈川県条例と横浜市条例には違いがある、だから同じ結果にはならないかも知れない、とも思いました。

余談ながら報道関係者

何回か傍聴許可を申請している内に、「議員のほか委員会の許可を得た者」というが報道関係者が許可を申請しているのを見たことが無いのに気がつきました。そこで調べたところ平成15年5月14日の運営委員会議事録、議題4 市会運営委員会申し合わせ確認事項、資料6に「報道関係者の傍聴および撮影については議員の改選の都度、市会運営委員会において次の通り確認している」として別表が付

いていました。それによると、横浜市政記者会（14社）・横浜ラジオテレビ記者会（13社）所属記者は常任委員会を含む全部の会議の傍聴・撮影を包括許可されているのです。「その他記者会所属記者、政党新聞記者」は常任委員会傍聴については「委員会に申出（先例は不許可）」と週刊誌の記者や一般市民並の扱いです。

報道関係者も傍聴しているのだから同じような扱いにしてくれ、とは言えないのです。

一方で一部報道関係者に包括的な許可をし、他方で一般市民の許可申請をことごとく退ける、その理由は何でしょうか。報道関係者に給をしゃぶらせて都合の良い報道を期待している、と言ったら言い過ぎでしょうか。

傍聴席

それでは、条例が「委員会の許可を得た者が傍聴することができる」と定めているのであるから、傍聴席をあらかじめ用意しておかないのはおかしい、その結果として傍聴が許可されなかったために精神的損害を蒙った、という言い方ではどうか、と考えました。

モニター室で議会事務局の職員に「委員会室には一般用の傍聴席は無いのですか？」と訊ねたところ、「ありません。委員会が許可をしたらすぐに作ります」との答えでした。「そんなことにはなりそうもないけれど」という雰囲気でした。

委員会室内の席の配置の責任者は誰ですか、と訊ねたところ、「議会全体、その代表者としての議長です」との答えでした。上記の理由で損害賠償請求訴訟を提訴する場合の被告は議長と言うことになります。

遅くとも5月には2月に傍聴許可を申請した五つの常任委員会の議事録が市のホームページに載りますから、モニターでは良く聞き取れなかった各委員の「不許可とする理由」を確認して見ましょう。

おわり

